公研究の

財産情報をめぐる破産者と管財人の関係

佐藤 鉄 男*

- Iはじめに
- Ⅱ ある破産者の対応――問題の所在
- Ⅲ 郵便物の回送回避と財産隠匿
- IV 管財人の調査権限と破産者の説明義務
- V 結びにかえて

Iはじめに

手続開始決定とともに裁判所から選任される破産管財人(以下,管財人とする)は、破産者となる債務者の財産の管理処分権を掌握し(破産法87条,以下,破産法については法令名を省略する)、破産手続中絶大な権限をもってその職務の遂行にあたる。関係者の利害・権利関係の調整、適正かつ公平な清算の実現(1条)という目的の実現に向け、各種の権限が与えられている。破産手続の成否は管財人の働きにかかっていると言ってよく、他方で、管財人は、裁判所の監督を受け(75条)、利害関係者に対し善管注意義務を負う(85条)。

管財人に与えられた権限には、実体関係に直結した権限から、手続的ないし手段的な

^{*} 中央大学法科大学院教授

権限まで種々のものがある。その権限は、破産手続の目的実現に適うよう、適切に行使される必要があるが、事件差があるので現場を担う管財人の裁量に委ねられた部分が大きい¹⁾。そして、私的整理ではなく、裁判所の手続が選択されたことで、法が特別に定めた権限が行使可能となるところに格別な意義がある。たとえば、否認権、双方未履行双務契約の履行・解除選択権、法人役員の責任査定申立権等は²⁾、破産財団の増加を導きうる点で、実体関係に直接影響するものである。これに対し、それ自体では実体関係に直結するものではないが、目的実現につなげる手続的ないし手段的な権限も用意されている。必要な説明を求め検査する調査権限(83条)、封印執行(155条)や引渡命令(156条)、破産者宛て郵便物の回送嘱託・開披(81条・82条)の権限等がそれである³⁾。加えて重要なのは、管財人はこれらの権限を責任の伴う立場で行使するものであるところ⁴⁾、法はそれを実効あらしめるためのサポートもしている点である。つまり、手続を進める上で必要な情報について、破産者等に説明義務(40条)や重要財産の開示義務(41条)を課し、しかもそれが罰則で補強されているわけである(268条・269条)。

本稿は、個々の事件を処理する前提として債務者(開始決定に伴い破産者となるので、特に区別する必要のない限り、以下、開始の前後を問わず破産者とする)の必要な財産情報が どのように管財人に把握されるか、そこで何が起こり得るのか、どんな問題があるのか を検討するものであるが、具体的には次のような状況が視野にある。

すなわち、自己破産ではなく、債権者申立てにかかる破産事件において、管財人がいかに当該事件の破産者の財産情報にアプローチしていくか、に関係する。というのも、状況を理解し本人が破産を選択した自己破産にあっては、財産情報はさほど問題なく管財人に伝達されるのに対し、債権者申立ての場合は、破産者は不本意な形で破産を強いられたのであるから、最初から管財人に協力的であることは考えにくいからである。選任に際し中立性・独立性が重視される管財人は、当該事件についてゼロ情報の状態で就任する。それでも自己破産の場合は破産者が管財人に協力を惜しまないのが通常なので情報不足はほどなく解消するが、債権者申立ての場合はそのような構図にない。したがって、その立場で可能な権限を駆使してその後の管財業務の基礎になる破産者の財産情報を収集するほかない。もちろん、裁判所から選任され公的使命をも帯びた存在ゆえに、前述のように、管財人には強力な権限が与えられている。その意味で、情報の取得に向け打つ手はあるわけだが、最大の情報源である破産者が協力的でない可能性が高いわけである。なかでも、債権者申立てにより開始決定に至った後も、破産者がこれに納得せず即時抗告で争うようなケースでは、破産者が自主的に財産情報をオープンにしてくることは考えにくい。そうした場合、管財人は、時には強硬に権限行使することも必要で

あろうが、破産者の心情を思いやり、丁寧な説得で任意の協力を仰ぐのが効果的であろう⁵⁾。だが、それが叶わない場合、債権者申立て事件における管財人と破産者というのは、その緊張関係が財産情報の面にも影響しかねない状況にあるとの想像が働く。

以下では、ある実例を素材に考えて行きたい。

Ⅱ ある破産者の対応――問題の所在

ここに債権者申立てによる破産を余儀なくされた者がいる。法曹であると同時に不動産関係の事業を営んでいた父親が死亡し、資産も負債も相続したところ、債権を有することになった整理回収機構から破産原因ありとして破産手続の開始申立てがされたというケースである。申立権は債務者にも債権者にもあるのであるが(18条)⁶⁾、近年は、債権者申立ては破産新受件数の0.5%ほどにすぎない。債権者が把握している債務者情報はそれほど多くないのが通常なので、債権者申立てでは開始の判断は慎重に時間を要することが多く、開始決定に至っても破産者がこれを争う、すなわち即時抗告するという成り行きとなりがちである。もっとも、破産手続の開始決定は即時に効力が生じ(30条1項)、即時抗告に執行停止効はないので、管財人は直ちに管財業務に着手する。

しかし、ここに問題が潜んでいる。観念的には、管財人は破産財団についての管理処分権を有し各種権限の行使が可能となり、破産者はたとえ即時抗告で開始決定を争っていても、各種義務に服さなければならないという状態にある。すなわち、破産者は求められれば説明に応じ、重要財産の開示義務がある。居住制限(37条)の関係で旅行も規制されるし⁷⁾、自分宛ての郵便物は管財人の所へ回送されるので届かなくなる(81条・82条)。抗告の結論が出るかどうかに関係なく、管財人は、財産状況報告集会、債権調査に備え情報の収集・分析に着手する。当然、破産者本人との面談も試みるだろう。回送された郵便物の中には破産者の財産に関係するものがありうるし、破産者との面談は書面や帳簿の理解を助けまた立ち入った質問と回答へ展開することもあろう。

執行停止効はないが、開始決定を争う即時抗告が功を奏し、開始決定が取り消される例はある。とりわけ、破産原因の有無の判断は微妙なものであるので、確率は低いにせよ取消は想定内のことである。つまり、この間は、仮の状態という側面があるのである。その意味では、直ちに「破産者―管財人」間で協調関係が確立すると考えるのは現実的ではないことに気づくべきであろう。否むしろ、不本意な破産を強いられたという心境にあれば、破産者の中には敵対意識で管財人に接するものが現れても不思議ではない。

父親の遺産には多数の骨董美術品があり、その一部(重要文化財)は博物館に出品し 利用に供されていた。定期的に出品の継続が郵便物で通知され更新がなされていた。破 産手続が開始され、更新の時期を迎えるに際し、破産者は、この継続関係の郵便物の送 付先あて名を同居する夫に変更する手続を行った。その結果、当該郵便物は管財人への 回送の対象外となった。結果的に、管財人は博物館に出品されていた文化財 7 点の所在 等をこの郵便物で確認する機会を逸した。その後、管財人は、書面で、破産者に質問す ることとし、その際、文化財2点につき具体名を挙げて所在等を問い合わせた。ところ が、管財人が質問書に掲げた文化財の名称は、博物館に出品中のものと似てはいるが違 うものであった。これに対し、破産者は「記憶にないし、所在はわからない」と答えた。 後日、管財人は別ルートで博物館に出品中の文化財について情報を得て相当額で換価 するに至ったが、破産者の上記行為が管財人の怒りを買うこととなり、破産法違反で摘 発・立件され,詐欺破産罪,虚偽説明罪で有罪とされるに至った。すなわち,①博物館 からの出品継続通知の郵便物のあて名を夫名義に変更したことで、郵便物が管財人に届 かず財産情報が知れなくなっており、これは詐欺破産罪にいう隠匿にあたる、②管財人 の質問書に若干の記載ミスがあったとしても、十分に博物館に出品のものとわかったは ずであり、「記憶にないし、所在はわからない」という破産者の回答は虚偽説明にあたる。 と判断され懲役3年(執行猶予5年)が言い渡された。

以上は基本的に実際にあった事例(東京地判平成 $30\cdot 3\cdot 16$)に即したものである。現在,控訴審係属中でもあり,また刑事事件でもあるので,ここでは個別事案の当否を検討することは必ずしも目的ではない。しかし,破産は犯罪の一種として法の世界に登場したルーツを有し,今も破産犯罪が厳しく摘発・立件されている国もあるが,わが国は過去も現在もそうした厳しさはないと認識していた身には 8)、いささか驚きの有罪判決であり 9)、もう少し視野を広げてむしろ本事案の背後にある倒産法上の問題を炙り出してみたくなったのである。

Ⅲ 郵便物の回送回避と財産隠匿

ここで鍵となるのは、破産者が父親から受け継いだ美術骨董品、したがって破産財団に属する財産に関する情報、ということであり、この情報をめぐって、管財人と破産者の間で何かボタンの掛け違いが起きてしまったのである。そして、なぜそのようなことが起きたのかであるが、それは本件が自己破産ではなく債権者申立てであったことが大

きく影響しているとまず直観的に感じた。ところが、これまでこの点を意識的に論じた 文献があまり見られない。債権者申立てにより不本意な形で破産を強いられ、その後も 即時抗告で争っている、こうした状態では、破産者はまだ破産に納得していないのであ るから、管財人から情報開示を求められても素直には応じられないのが当然であろう。 即時抗告の執行停止効は否定されており、開始決定は直ちに発効しているのであるから、 管財人はどんどん管財業務を進めるべきである。そのように言うのは簡単であるが、一 番の情報源である破産者が破産に納得していないという現実を無視した観念論と言えよ う。自己破産が多数を占める今日、例外的な債権者申立てケースでは、破産者が管財人 に何でも協力的であることが当然には期待できないという事態を想定した管財業務、そ して法律論が必要であろう 100。

1. 倒産処理における郵便物管理

本件で詐欺破産罪が問われたのは、倒産実務で一般に利用されている破産者宛て郵便物を管財人に回送し管財人が開披できるという郵便物管理制度が潜脱されたという点である。それ自体としては財産隠匿とは結びつかないような行為がなぜ詐欺破産罪とされてしまったのか、本件特有の事情が確かにある。

わが国の倒産法は、破産、再生、更生共通で郵便物管理の制度をもつ(81条・82条、 民再73条・74条、会更75条・76条)。これに相当する制度は旧商法破産編の時代から存在し(同法1006条3項4項)、旧破産法に引き継がれ(同法190条・191条)、現行法に至っている。これは倒産債務者宛ての郵便物には、当該事件処理に有用な情報が含まれている可能性があり、管財人にとって財産の発見や営業状況の把握に役立つことによる。法文で概括的な要件が定められているが、管財人選任ケースではほぼ全件で利用されており、管財業務上有用であると肯定的に捉えられている。確かに倒産債務者に強制的に説明等の作為を求めるものではないという意味ではマイルドで、むしろ管財人や郵便事業者の手を煩わすものである。つまり、管財人は開披した上で当該事件との関連性を確認するわけだが11)、脈絡なく回送される郵便物を管財業務に活かすには相応の勘と想像力を要するからである。

しかし、この制度は、実はいろいろな意味で問題を含んだものである。まず、これは 倒産債務者宛ての信書を管財人が開披することを許しているという意味で、憲法に定め られた通信の秘密(憲21条2項)を例外的に制限する制度であるということである。倒 産債務者が自然人である場合と法人である場合で違いはあるが、憲法の基本的人権の制 限となる以上、合理的最少限たることが要請されるはずのところ、漫然とすべての郵便物を回送する扱いというのは本来合憲性に疑義がなくはない¹²⁾。すなわち、送付されてくる郵便物を事前に予測して制限するのは事実上困難なので、包括的に管財人に回送されるわけだが、そうすると倒産処理とは関係しない、もっぱらプライベートな郵便もその対象になるからである。そこは破産法限りで考えれば、資格制限や居住制限と同様、制裁的な要素も帯びているのであろう。通常、開始決定、管財人選任に連動して郵便物の回送嘱託がなされるので、ほどなく倒産債務者には郵便物が届かなくなる。一見わずかに日常を変えるだけにすぎないように見えて、堪えるものである¹³⁾。

他方で、明治・大正・昭和の頃と、通信事情が大きく異なっている今日、実務的に考えても、憲法的リスクのあるこの制度に管財人は固執するのだろうかという疑問もある。すなわち、E-mail を始めとする電子的通信にはこの制度が対応していないということである。この点、旧法から現行法に変わる際、それまで対象であったものの利用の減った「電報」を外し代わりに「信書便物」を加え、「信書の送達を行う者」にも嘱託を行えるものとした。しかし、郵便事業株式会社(つまり郵便局)に郵便物の回送嘱託を行うのと違い、郵便ほどの利用がないにもかかわらず、信書便物を回送させるには多数の業者に嘱託しなければならず、実際、信書便物の回送を業者に嘱託することはされていない。その意味で、管財業務における有用度は既に相当に低下していると言える¹⁴⁾。

通信手段に占める郵便、信書便物の比重は、今日では小さくなっている。そして、わが国では、回送嘱託に際して、事前に破産者を審尋することもせず、事後的に破産財団に無関係なものの交付を管財人に要求できるに止まる。もっとも、回送嘱託に関して、倒産債務者が手続当事者とされているわけではないので、したがって債務者に対する罰則をもって回送を確保する手立てが講じられることもされていない。

2. 郵便物管理への接し方

現状において管財事件では郵便物の回送嘱託はほぼ自動的になされ、前述のとおり、破産者(以下、最も切実な自然人破産を例に考える)は事前にこれに抗う術はない。したがって、開始決定後すぐに回送嘱託がなされるので、ほどなく郵便物が来なくなる。開始決定に対し即時抗告でこれを争っていてもである。もっとも、既に郵便による通信をしていなければ何の痛痒も感じないであろうし、かなりの比重を占めるダイレクト・メールの類が来なくなってすっきりするかもしれない。それでも、破産者本人にとって格別な郵便物は存在していよう。そういう郵便物は破産者個人のプライバシーそして尊厳に

関わるものと思われる。開始決定に至った以上,破産者はこれには我慢しなければならないのか。しかし,実のところ,あて名変更,住所変更,通信手段の変更等,管財人への回送を事実上回避する方法はいくらでもあり,かなり容易でもある。破産者を回送手続の当事者としていないわが国の構成は、それを封じてはいないように思える。

郵便物管理制度は破産者を一切の通信から遮断しようとするものではおそらくない。 破産者に宛てた郵便物を管財人に回送しそれを開披して管財業務に資することを狙いと するものであり、その限りでの我慢を強いるがそれ以上のものではない。郵便事業者に 対し本来の名宛人ではない管財人への回送という一手間をかけさせるが、破産者が発信 者となって郵便を利用することも、また相手方が破産者への通信手段を変えることも禁 じてはいないと思われる。したがって、法的には可能ではあるが事実として信書便物の 回送嘱託は行っていない現状で見れば、郵便から信書便へと手段を変えれば、回送はさ れなくなる。仮に破産者が郵便物の発信が予想される相手と相談し、今後は宅配業者の 信書便でやりとりをしましょうということにした場合、その行為はどのように評価され るのであろうか。

もともと郵便物のすべてが管財業務に有用であったなどということはなかったであろう。むしろ、多くは管財業務とは無関係のものと思われる。その意味で、これは管財人が破産財団に関する情報を得るための補助的な手段にすぎないのであって、何が何でも郵便物を管財人に捕捉させようというものでもなければ、それを貫徹しようとしても限界がある。郵便物回送を回避する何らかのアクションに出た破産者に対し制度趣旨を蔑ろにする不埒な人間という批判を向けるのは当たっているのだろうか。

3. 郵便物のあて名変更と財産隠匿

本稿の契機となった事案は、特定の郵便物のあて名を同居する夫名義に変更したというものである。郵便物の回送を免れる方法のうちでもいたってシンプルなものが採られた。しかも、博物館に出品してある(破産財団に属する)文化財の継続更新期の通知に絞ってのものである。もちろん、それが管財人に回送・開披されれば当該文化財について知ることができたであろう。しかし、別にそれがこの財産についての情報を得る唯一の方法であったわけではなかろう。現に、管財人は知人の古物商に調査依頼をし、また弁護士照会によってほどなく所在を確認している。

問題は、この特定の郵便物のあて名を変更したことをもって、管財人が当該文化財を 発見することを困難にし、もって詐欺破産罪にいう財産の隠匿をしたと評価できるかで ある。というのも、公表された詐欺破産罪の例はそれほど多くないが、手の込んだ悪質なものばかりで、行為の結果まさに債権者に絶対的な不利益が及びうるような事例でしかそもそも立件されてこなかったのではないかと思うからである ¹⁵⁾。本件においては文化財そのものに何らかの手を加えることは一切されていない ¹⁶⁾。詐欺破産罪は倒産犯罪の中で一番法定刑の重いもので、手続犯罪ではなく実質犯罪であるし、目的罪として、行為者には「債権者を害する目的」が必要とされている。ところが、この事案においては、ほどなく当該文化財は管財人によって発見され換価もされたというのであるから、債権者に実害が発生するには至っていない。破産者と管財人の唯一の面談が決裂していることに象徴されるように、債権者申立て破産で、即時抗告もされていて、未だに「破産者一管財人」間の協力関係が確立していないというか、もっと言えば敵対の意識でなされたあて名変更ということである。管財人をストレートな情報から遠ざけ廻り道をさせたにとどまり、このような行為を「財産の隠匿」とするのはいかにも拡大解釈であり、罰則規定の解釈としては望ましくないと考える ¹⁷⁾。

IV 管財人の調査権限と破産者の説明義務

続いて、結果的に回送郵便物によって破産財団に属するであろう文化財の情報が得られなかった管財人が行った破産者への質問、そしてそれに対する回答について考えてみたい。それ自体はごく普通の管財業務なのであるが、破産者の虚偽説明という事態へと展開してしまった。この点も、債権者申立て事件における「破産者―管財人」関係が影を落としているように思える。検討してみよう。

1. 財産情報をめぐる管財人と破産者の攻防

管財人は実質的にゼロ情報の状態で着任する。本人が望んだ自己破産の場合は、通常は関係資料、帳簿等一切がすぐに手元に入るし、破産者本人から説明を受けることにも支障はない¹⁸⁾。これに対し、債権者申立て事件では、申立債権者がわずかに有する情報を除けば、労せず情報が管財人に入ってくるという構図には基本的にない。したがって、適切な事件処理を図る意味でも管財人は急ぎ情報収集に努める必要がある。この点、裁判所が主宰する公的な倒産手続として、法は、一方で管財人に強力な調査権限を与えるとともに(83条)。他方で破産者には説明及び財産開示の義務を課し(40条・41条)。

これらが相俟って情報が充実することが予定されている。自己破産のケースでは、この 権限と義務はそれほどのフリクションを起こさずに済むのであるが、債権者申立て事件 で破産者がなお即時抗告で争っているような場合は様相が異なってこよう。

債権者申立て事件というのは、言わば強制執行の発展形である。権利の実現に向け債務者の財産情報が何よりも必要なのであるが、時にそのために相応の手間をかけなければならない(民執196条以下の財産開示手続)¹⁹⁾。しかし、破産申立てをすることで、個々の債権者のコントロールからは離れるが、裁判所から選任される管財人には強力な調査権限が与えられ、破産者には説明及び財産開示の義務が課され、状況打開へと向かう。すなわち、管財人の調査権限(83条)と破産者等の説明義務(40条)は対をなす条文となっている。つまり、管財人は40条に掲げる者に対し説明を求めることができ、管財人²⁰⁾が「請求」したときに説明義務が成立する関係だからである。説明義務が成立すると、義務者は当然それを履行しなければならず、それを拒絶したり、虚偽の説明をした場合には罰則が適用される可能性がある(説明及び検査の拒絶等の罪、268条)。これは、正しい情報に基づき裁判所が主宰する破産手続が適正かつ公正に行われることを担保するという意味で、詐欺破産罪等が実質犯罪であるのに対し、手続犯罪に分類されるものである²¹⁾。

もっとも、自己破産ではこの情報をめぐる権利と義務の関係がお互いに強く認識されることなく事が運ぶし、債権者申立て事件でも、管財人は様々な形で獲得した情報を総合して管財業務を進めて行くであろうから、特定の義務者の行為で手続が歪むようなことが頻繁に生ずるとも考えにくい。また、自然人の場合は、説明の拒絶や虚偽が免責不許可事由の一つになっていること(252条1項8号)も説明を促す方向で作用するはずである。そのため、旧法はもちろん現行法についても、この罰則が適用された公表例は多くない。しかし、もちろん意味のない空文などではなく、緊張する「破産者一管財人」という構図の中で機能しているであろうことは想像できる。当然、頑なに検査・説明を拒絶し、でたらめな説明を繰り返すような破産者には当該罰則の適用がされてしかるべきである。しかし、破産者といえども、刑罰を科すには、適正な手続の保障はあってしかるべきであるのは当然である(憲31条)。

2. 説明請求と回答の関係

債権者申立て事件で「破産者―管財人」関係がなお緊張状態にある段階では、管財人 の調査権限と破産者の説明義務はフリクションを起こす可能性がある。しかし、開始決 定は確定を待つことなく効力を生ずるので、基本的に管財人の調査に破産者は応じなければならない。しかも、この義務は罰則で強化されたものである。

想像するに自己破産の場合は、管財人の方にこうした強権的な意味での調査に及んで いるということを意識することがなく、破産者の方も任意に説明に応じておりいやいや 義務を果たしているという感覚もないだろう。問題はフリクションが予想される債権者 申立て事件の場合である。思うに、罰則を控えた説明等の義務を破産者に生じさせるか らには、管財人の調査権限の行使もそれなりに公式のものであることを要するのではな いか。すなわち、破産者らの説明義務は、管財人ら所定の者からの「請求」があること で生ずるものとされており(40条1項),管財人の場合,その請求は 83 条の規定に基づ くものでなければならず、そうして初めて 268 条の罰則規定発動の余地が生まれると理 解すべきである。一方,請求に対応する破産者らの義務は,「破産に関し必要な説明を しなければならない」とされている法文の趣旨として、基本は管財人の面前にて口頭で 行うことを想定していると思われる。口頭の説明を補足する意味で書面を提出すること は大いにありうることだが、書面の報告のみで済ませるには説明請求者の承諾が必要で あろう 22)。ちなみに、重要財産開示義務にあっては(41条)、裁判所に書面を提出しな ければならないと、書面の利用が明言されている²³⁾。それと比較して、財産状態の解 明につき、口頭つまり管財人と破産者が対面式でやり取りをすることを想定しているの は、対面であれば補充的なやり取りで誤解を避け説明請求と回答が噛み合ったものにな ることを期したものと思われる。

さて、そう考えると、本稿の契機となった事案は、異例というか特有の展開であったことがわかる。すなわち、一度だけ実現した直接の面談が、どのような伏線があってのことかは不明であるが、破産者が怒り出して途中退席するという結果となっている。以降双方とも面談は望まない状態となり、代理人弁護士を介して必要なやりとりをするほかなかった(説明を拒絶していたわけではない)。そうした事情でなされたのが、管財人が質問書を代理人弁護士に渡し、代理人がこれを破産者に伝え、代理人が破産者から回答内容を聞き、代理人がそれを管財人に伝えるというものである。こうした形でやりとりがなされた場合、それが法の予定する管財人の説明請求、それに対する破産者の説明があったと解してよいのかどうか、それを肯定するにしても対応関係にあるのは何であるのか、いささか判断がつけにくい。

まず債権者申立て事件で管財人が情報収集の必要を感じ破産者サイドに接触し、その際、代理人弁護士に質問書を渡し回答を求めている。破産法は、破産者の代理人も説明義務の主体としており(破40条1項2号)、実際の回答も代理人がしている本件では、

説明請求が「管財人―代理人」の間でなら成立しているように見受けられなくもない。ここを大幅に譲り、管財人側が対面式の説明ではなく書面での回答を求めたのだとすれば、代理人はメッセンジャー役にとどまり、その場合、説明請求は書面の範囲内でしか生じていないのであるから、それに対する破産者の説明も口頭を要せず、書面でよいことになる。本件では書面の回答はないが、破産者の回答内容が上申書として代理人によって作成され、裁判所に提出されているので、その記載がそれに代わるものと考えることが、遠回しながら可能になる。

このように解した場合、管財人は、破産財団に属する可能性のある財産として、次のように質問書に記載した。すなわち、「紙本三十六歌仙の『源宗宇』『坂上則是』は、〇〇氏(破産者)の所有ですか。どこにありますか。預け先との契約関係は、どのようなものですか。」と。ただ、実際には、『源宗于』『坂上是則』と記載すべきものであったのであるが、これに対して、破産者は、「『源宗宇』『坂上の則是』は、存在自体記憶にありません。所在もわかりません」と代理人弁護士を通じて回答した。

このような経緯によるのであるが、破産者のこの回答が虚偽の説明に当たるとされ、 前述の詐欺破産罪と合わせて有罪が導かれたのである。さて、どう考えるか。

3. 虚偽説明罪は成立するのか

本件にかかる第1審判決では、破産者は、源宗于及び坂上是則を含む重要文化財7点を所有し、それらがK博物館に寄託されていることを認識していながら、わからない旨の回答をしており、それは虚偽の説明に当たると判断された。上記2点は博物館からの出品継続の対象であり、あて名が夫名義に変更されたことで郵便を事実上受け取って確認ができているので、破産者も正確に質問されればそれと気づいた可能性はあろう。しかし、破産法上の管財人の説明請求とそれに対する回答として現れたのは、源宗宇及び坂上則是に関するものではないか。事は虚偽説明罪の可否という刑事裁判の場であり、「疑わしきは被告人の利益に」が貫かれなければなるまい。ところが、第1審判決は、管財人の質問は源宗于及び坂上是則について聞く趣旨であり、破産者にもそれについて聞かれていることがわかる程度に特定されているので、源宗于及び坂上是則についてわからないと答えたのと同じで、真実と異なる虚偽の説明になる、とした。これはまるっきり、「疑わしきは被告人の不利益に」ではなかろうか。

そもそも、相手方に説明を請求し、その説明が義務となり、しかも罰則で補強されている場面であるからには、まず説明請求者は何を聞きたいのか極力明確にしなければな

るまい。それが面談でのやりとりである場合は、両者で質問内容に齟齬が生じないよう 補足的な調整が可能であったはずだが、書面による質問では、その記載に沿って答える しかないのではないか。この点、第1審判決は、「源宗宇」は「源宗于」のこと、「坂上則是」は「坂上是則」のことを指すものと破産者は認識し得たはずであるとする。しかし、回答者側にそのような「忖度」を求めるというのは、債権者申立て事件における「破産者一管財人」の関係にあって、あまりに管財人に都合が良すぎやしないか。

ここで問題となっている財産は一品物の重要文化財ではあるが、文化財としての特定なり評価というものは、専門的知見を要するものである²⁴⁾。家に眠っていた「お宝」が本物かどうか鑑定し評価額を査定するテレビ番組もあるように、本物、偽物を含め似たようなものが実に多く存在している。ここにいう「源宗于」「坂上是則」は平安時代の三十六歌仙の二人であるわけだが、その後、中古三十六歌仙、新三十六歌仙といったものも存在する。こうした歌人名の特定だけでも、相当の日本史、和歌についての知識を要する。実際、管財人が「源宗宇」「坂上則是」と記載してきた場合、それを「源宗于」「坂上是則」の誤りと判断するには、いわゆる三十六歌仙のシリーズに「源宗宇」「坂上則是」が存在していないことが確認できなければ厳密には不可能である。逆にこのあたりの知識を持ち合わせていなければ、そういう歌仙もいたのであろうと考えることもありうることであり、そうなれば、「わからない」という回答はむしろ正直でさえある。

すなわち、虚偽とは本人の記憶に反する場合を指すと思われるが、それには本人の主観が問題になるところ、主観は本人がいかなる存在かによって異なりうるはずである。虚偽と言うからには、その質問書で問われているのが K 博物館にあるその物であると認識できたことが前提として必要であり、そこで初めて「わからない」という回答が虚偽になりうるのではないか。父親が骨董収集家であったからといって、その娘である破産者が収集家として知識や眼力を持ち合わせていたのかどうか。いずれにしても回答者に質問の趣旨を高度に「忖度」させてそれに沿って正しく答えなければ虚偽であるというのは、著しく回答者に不利益であろう。管財人は種々の調査手段を駆使できる地位にあるのであるから、破産者としては、書面で質問されたのであれば、そこに誤謬はないことを前提に、それに沿って回答をすれば十分ではないのか。

このような経緯にある本件の破産者の回答を虚偽とするのは、説明義務を導く立場の 管財人の業務遂行に甘く、説明義務者の破産者には厳しい、という意味でバランスを欠いていると言わざるを得ない。本件では、そもそも管財人の質問が曖昧であったにもかかわらず、破産者に対しては、宣誓もなしに絶対的な真実義務で「虚偽」を決している観があり、破産者の人権が蔑ろにされているように感じてしまう。

V 結びにかえて

わが国では倒産犯罪の摘発・立件が、倒産事件数と比較して少ない。それに該当するような行為が少ないということであれば良いのだが、そこまで楽観視もできないだろう。しかし、管財人が破産者らの倒産犯罪の刑事責任を追及したとしても、当然に破産財団が回復し債権者の配当が増えるわけではない。とりわけ、倒産実質犯罪は否認権とオーバーラップするところが多く、否認権を行使して成果を上げるほうが債権者にもアピールできる。その意味では、幸か不幸か、倒産犯罪は実務でも学説でも、低調な感があった。そうした中、第1審判決が早々に裁判所ウェブサイトにアップされた本件は恰好な検討素材であるわけだが、いろいろと考えさせられるものがあった。

とりわけ、債権者申立て事件における「破産者―管財人」間の緊張関係に、倒産法学は必ずしも十分な目配りをしていないことに気づかされた。これは、再生事件においても、債務者と手続機関の関係が、対監督委員、対管財人とでは、相当に異なり得ることを想像すれば理解ができよう²⁵⁾。その意味で、民事再生法では監督委員の調査権の規定(民再59条)が管財人に準用されているが(同83条)、実際の権限の作用は違っている可能性があり、差異に配慮した議論も必要であろう。

また、郵便物管理、説明の請求とそれに対する回答、というごくありふれた管財業務 に潜む微妙な問題も浮き彫りになった。本稿が何がしか学説や実務の参考になれば幸い である。

<追記>

本稿は、科研費 基盤研究(B)「民事紛争処理手続における情報の利用と保護の両立」(課題番号 17H02473・研究代表者 町村泰貴) にかかる研究成果の一部である。

注

- 1) 78条2項に裁判所の許可を要する事項が掲げられているが、逆に言えば、それ以外は現場を担う管財人の裁量に委ねられている。
- 2) 民法に詐害行為取消権や契約解除権があり、各法人法に役員の責任規定があり、それらと関連 ないしそれらを基礎にしているという意味で、一般法と無関係な形で倒産法上のこれらの権限が あるわけではないが、倒産法上の制度として強化されている。
- 3) 管財人は職務の執行に際し抵抗を受ける際には警察上の援助を求めることもできる(84条)。

また、法文上は義務の体裁であるが、財産の評定をなしうる(153条)。

- 4) もっとも、ボランティアではなく、報酬が予定されている(87条、破産規則27条)。但し、わが国の管財人報酬の仕組みは柔軟であるがわかりにくい。佐藤鉄男「破産管財人の報酬の視点と論点」立命館法学369・370号(2017年)237頁。
- 5) 債権者申立て事件では、破産者は管財人に対し敵対的意識であることも多く、協力を得るのに 苦労が伴うが、管財人の調査に期待して債権者が申し立てていることもある。野村剛司編著『実 践フォーラム破産実務』(青林書院、2017年)の「第7章 債権者申立て」では、債権者申立ての 目的によって分類され、問題点が整理されている。
- 6) この点は、再生や更生でも同じであるが、申立原因に違いがある。もっとも、個人再生に関しては債権者に申立権は認められていない(民再221条1項・239条1項)。
- 7) 情報源となる破産者の所在を確保するため、居住移転の自由 (憲 22 条 1 項) が明文で制限される。破産者の海外旅行申請に対し債権者集会への出席条件が付けられた例として、東京高決平成 27・3・5 判タ 1421 号 119 頁。
- 8) 倒産法の歴史を鳥瞰する形でこのことを示すのは、園尾隆司「破産者への制裁の歴史と倒産法制の将来」民訴雑誌 61号 (2015年) 51 頁以下。倒産法と刑法の狭間にある倒産犯罪は、十分に関心が払われることが少なかった。神山敏雄 = 髙崎秀雄 = 川端博「鼎談 倒産犯罪の意義と問題点」現代刑事法 50号 (2003年) 5頁以下。
- 9) 木内道祥・前最高裁判事は、改正された倒産犯罪を評して、管財人の調査権限の強化が管財人の期待以上のものであったので、運用は謙抑的であるべきことを示唆する、「倒産犯罪の改正の特徴と問題点」全国倒産処理弁護士ネットワーク編『論点解説新破産法 下』(金融財政事情研究会、2005年)240頁。
- 10) 確かに,説明や開示を義務とし罰則で補強しているのは,敵対的な破産者に協力を促す武器ではあるが,時に強制は逆効果となりかねない(北風と太陽)。高木新二郎編『破産・和議の基礎知識』(青林書院,1996年)84頁[腰塚和男],福田大助「債権者申立の破産事件に関連する諸問題」自由と正義61巻8号(2010年)43頁。
- 11) あくまで管財人に回送され点検の機会が供されるにすぎないので、郵便の内容が管財人との間で効果をもたらすものではない。債権譲渡の対抗力につき、最判昭和49・11・21 民集28巻8号1654頁。
- 12) 合憲性への警鐘を表明しているものとして、霜島甲一『倒産法体系』(勁草書房、1990年) 431 頁、樋口陽一ほか『注解法律学全集 憲法 II』(青林書院、1997年) 88 頁 [浦部法穂]。イギリスでは、転送期間は3ヵ月にすぎない。ドイツは、事前に債務者を審尋するのが原則で、債権者を害する行為の解明ないし阻止のためと要件が絞られている。フランスでは債務者を開披に立ち会わせる。竹下守夫監修『破産法比較条文の研究』(信山社、2014年) 297 頁以下〔イギリス・長谷部、ドイツ・上原、フランス・西澤〕。
- 13) これは通信の秘密が制限される他の場面, すなわち, 犯罪捜査のための通信傍受(刑訴 222 条の 2, 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律), 被疑者・被告人の郵便物の差押え(刑訴 100 条・222 条 1 項), 関税法の犯則嫌疑者の郵便物の差押え(関税法 122 条)と比較すればよいだろう。郵便物の差押えにかかる捜査機関(警察)と郵便局の対応が通信の秘密との関係で問題となった例として, 大阪地判平成 29・11・29 判時 2366 号 29 頁。
- 14) ちなみに、ドイツでは、E-mail も管理の対象になるという理解で、通信プロバイダーにも転送 嘱託 ができるという 理解 が示されている。Volker Grub, Die Stellung des Schuldners im Insolvenzverfahren, Kölner Schrift zur Insolvenzordnung, 3Aufl. 2009, Rndr.73 フランスも E-mail を射程に入れている。
- 15) 一般に知られている, ①第2会社を使って財産の所有関係を不明にした, 東京高判昭和42・12・28高刑集20巻6号800頁, ②仮装の帳簿処理をした上で土地が破産財団に属していないように作出した, 東京高判昭和61・10・30高刑速報集昭和61年198頁, ③破産財団に属すべき財

産に地上権の設定,所有権の移転登記などをした,東京地判平成8・10・29 判時 1597 号 153 頁のほか,隠匿が問題になった判例を分析した文献として,大下英希「詐欺破産罪と破産法 270 条の関係」井田良ほか編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集〔上巻〕』(成文堂,2016年)897 頁。

- 16) 判例及び法改正の経緯を踏まえ、詐欺破産罪にいう隠匿が、事実的・物理的な影響力を物件に加えて、財産の発見を不能又は困難にする行為に限られるとするのは、大下・前掲論文(注 15) 914 頁。重要文化財を郵便物一つで隠匿することは困難とも思える(不能犯)。
- 17) 実は、本事案において破産者は、最初にあて名変更がなされてから3年後にも、同様のあて名変更を行っている。これは既に別ルートで管財人は当該文化財の所在は把握済みで換価(売却)を目前にした時期である。この時期に博物館から出品継続等の郵便物が管財人に回送されこれを開披したところで新しい情報はない。既に隠匿の余地のないところで同じ行為をしているところをみると、おそらく最初の変更手続も隠匿が目的なのではなく、動機は別のところにあったのではないかとの想像が働く。
- 18) 帳簿類が粉飾されていたり、否認権行使や役員の責任追及の可能性があるような問題について口を閉ざしたりは自己破産の場合もありえよう。しかし、ゼロ情報がいつまでも続くということはないはずで、資料の精査へと局面が変わることだろう。この点で、まずはいかに情報を収集するかが先決となる債権者申立て事件と異なる。もっとも、自己破産でも、財産の管理処分権を喪失した破産者が関心を失い、非協力的になることもあるようだ、田原睦夫=山本和彦監修『注釈破産法(上)』(金融財政事情研究会、2015年) 282 頁 [鶴巻暁]。
- 19) 平成15年の民事執行法改正で導入された財産開示制度は徐々に定着をみつつあるが、なお不十分とされ、周知のとおり、第三者(とりわけ金融機関)からの債務者財産(預金)の情報の獲得手続の導入が改正課題となっている。
- 20) 説明義務を導く「請求」をできるのは、管財人のほか、債権者委員会、債権者集会である。なお、集会が請求するには決議を要する。
- 21) 旧破産法にも説明義務違反罪があったが(旧382条)、法定刑が1年以下の懲役または5万円以下の罰金であったのに対し、現行法は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、またはその併科と法定刑がかなり引き上げられた。
- 22) 竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』(青林書院, 2007年) 157頁〔菅家忠行〕, 伊藤 真ほか『条解破産法 (第2版)』(弘文堂, 2014年) 333-334頁, 山本克己ほか編『新基本法コンメンタール破産法』(日本評論社, 2014年) 99頁〔大川治〕。旧破産法における解釈としてそれを説くのは,中田淳一『破産法・和議法』(有斐閣, 1959年) 71頁。
- 23) 重要財産とは「所有する不動産, 現金, 有価証券, 預貯金その他裁判所が指定する財産」とされている。おそらく, 重要文化財を含む価値のある美術骨董品の所有が判明しているケースでは, 裁判所から開示対象として指定されるであろう。41条違反については, 269条で固有の罰則が用意されている。法定刑は268条と同じである。
- 24) 本件第一審において提出された美術史学の観点からの意見書によれば、三十六歌仙の文化財の特定には、歌人名が正確であるほか(たとえば、源姓は5人、藤原姓は9人)、材質、形状、構図、伝来なども必要とのことである。
- 25) 再生債務者が管理処分権を失わない監督命令に対し、管理命令では再生債務者は管理処分が失当である等の理由で管理処分権を剥奪され管財人に委ねられる(民再64条1項)。D.I.P.型(民再38条1項)を目論んだ再生債務者と管財人の関係は、必ずしもスムーズとは言えまい。債権者申立て事件の破産管財人に近いと想像できる。